

○確認事項 (追記する際には、赤字での記入をお願いいたします)

・KIPOに提案する英語表示案(御提案いただいた包括表示と、英語表示に齟齬がないか御確認ください)

・想定する具体的な部品・附属品(想定する具体的な部品・附属品を御記入ください)

※KIPOから部品・附属品の範囲を問われることが考えられるため、確認させていただきたく存じます。

なお、部品・附属品はその商品の属する類のものに限られます。参考として、御提案いただいた包括表示に含まれる、類似商品・役務審査基準上の商品を記載しています。

類	御提案いただいた包括表示	提案理由・備考	英語表示案	類似群コード (JPO)	想定する具体的な部品・附属品	(参考) Examination Standards for Similar Goods & Services(2014)_KIPO
7	ミシン並びにその部品及び附属品	<p>【提案理由】 左記表示が日本では認められているため。</p> <p>【備考】 韓国の類似商品・役務審査基準上の表示:「縫製機械」</p>	sewing machines and their parts and fittings	09A13	<p>tambours for embroidering(刺しゅう枠)</p> <p>pedal drives for sewing machines(ミシン用ペダル式駆動装置)</p> <p>pressure foot of sewing machines for feeding and pressing fabrics(押さえ)</p> <p>spools for sewing machines(糸巻き)</p> <p>bobbins for sewing machines(ボビン)</p>	<p>sewing machines 봉제기계 G3817</p> <p>pedal drives for sewing machines 재봉틀용 페달식 구동장치 G3817</p>
7	半導体製造装置並びにその部品及び附属品	<p>【提案理由】 付属品点数が多いため、限定列举すると、新たな付属品について都度出願が必要となるため。</p> <p>【備考】 韓国の類似商品・役務審査基準上の表示:「半導体加工機械」?</p>	semiconductor manufacturing machines and their parts and fittings	09A68	<p>投影レンズ、ウェハステージ、エンコーダなど</p>	-
9	写真機械器具並びにその部品及び附属品	<p>【提案理由】 付属品点数が多いため、限定列举すると、新たな付属品について都度出願が必要となるため。</p> <p>【備考】 韓国の類似商品・役務審査基準上の表示:「写真機器」</p>	photographic equipment and their parts and fittings	10B01	<p>○「写真機械器具」の概念に含まれる類似商品・役務審査基準上の商品 「雲台 カメラ 距離計 現像用・焼付け用・引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具 三脚 シャッター じゃばら スプール スライド映写機 セルフタイマー 閃(せん)光器 閃(せん)光電球 ファインダー フィルター フード フラッシュガン マガジン レリーズ レンズ 露出計」リモコン装置、ケース、ストラップなど</p>	<p>Photographic apparatus and instruments 사진기기 G3402B</p>

9	デジタルカメラ並びにその部品及び附属品	<p>【提案理由】 付属品点数が多いため、限定列挙すると、新たな付属品について都度出願が必要となるため。</p> <p>【備考】 韓国の類似商品・役務審査基準上の表示:「電気通信機器」?</p>	digital cameras and their parts and accessories	11B01	○「写真機械器具」の概念に含まれる類似商品・役務審査基準上の商品の他、液晶モニターカバー、バッテリー及び充電装置、リモコン装置、ケース、ストラップ、データ送信用ケーブルなど	-
9	顕微鏡並びにその部品及び附属品	<p>【提案理由】 付属品点数が多いため、限定列挙すると、新たな付属品について都度出願が必要となるため。</p> <p>【備考】 韓国の類似商品・役務審査基準上の表示:「光学機器」?</p>	microscopes and their parts and fittings	10B01	○「顕微鏡類」の概念に含まれる類似商品・役務審査基準上の商品 「拡大鏡 鏡筒 金属顕微鏡 生物顕微鏡 反射鏡 プリズム 偏光顕微鏡 立体鏡 レンズ」	Microscopes 현미경 G3402
11	電球類及び照明器具並びにその部品及び附属品	<p>【提案理由】 「自動車用・自転車用照明器具」や「照明器具用笠、ルーバー、リモートコントローラー」といった指定商品を一纏めとして権利取得したい</p> <p>【備考】 (1)特許庁IPDLの商品役務名リストで認められている表示例:「電球類並びに照明用器具及びその部品」、「発光ダイオードを用いた照明器具並びにその部品及び付属品」 (2)韓国の類似商品・役務審査基準上の表示:「輸送機械器具用ライト」「輸送機械器具用方向表示電球」「輸送機械器具用照明装置」「輸送機械器具用ヘッドライト」「船舶用照明機器」「航空機用照明機器」「鉄道車両用照明器具」「自動車用照明器具」「自転車用照明器具」「電気照明器具」「電気照明装置」</p>	electric lighting apparatus and their parts and fittings	11A02	○「電球類及び照明用器具」の概念に含まれる類似商品・役務審査基準上の商品 「アーケ灯 懐中電灯 笠 蛍光灯 坑内安全灯 殺菌灯 シャンデリア 集魚灯 水銀灯 スポットライト 赤外線電球 ダイビング用ライト 太陽灯 探照灯 乗物用発電ランプ 白熱電球 白熱電灯器具 放電灯用器具 豆電球」 「ルーバー」「投光器」「電球ソケット」「照明器具用反射板」「紫外線ランプ」 「赤外線ランプ」「自動車用ライト」「自転車及び乗物用ライト」 「街灯」「常夜灯」「フロアスタンド」「ネオン灯」「天井灯」 「LED電球」「LEDを用いたスポットライト、懐中電灯、街灯、常夜灯、フロアスタンド、ネオン灯、天井灯、自動車用ライト、自転車及び乗物用ライト」	Electric lighting apparatus 전기조명기구 G3902 Lighting apparatus and installations 조명장치 및 설비 G3902